

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防訪問介護相当サービス重要事項説明書

<令和8年4月1日現在>

1 事業者（法人）の概要

法人名	特定非営利活動法人快生教学会
法人所在地	三重県いなべ市藤原町本郷836番地
代表者(職名・氏名)	理事長 林 淑乃
電話番号	0594-37-7062
FAX番号	0594-37-5088

2 事業所の概要

提供できるサービスの種類と地域

事業所名	訪問介護事業所えんむすび
サービスの種類	介護予防訪問介護相当サービス
所在地	三重県いなべ市藤原町本郷836番地
電話番号	0594-37-7062
指定年月日・事業所番号	令和8年4月1日 24A1400506
管理者の氏名	林 淑乃
サービスを提供する地域	いなべ市全域

3 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで (土日祝及び12月31日から1月3日までは休み) ※ただし、利用者との契約により土曜日・日曜日・祝日も対応します。
営業時間	午前8時30分～午後5時15分まで ※暴雨・暴風・大雪等で訪問介護員の安全が確保できないと判断した場合は、支援の変更または中止とさせていただくことがあります。

4 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	介護福祉士	1		事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
サービス提供責任者	介護福祉士	3		事業所に対する総合事業訪問介護の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
訪問介護員	介護福祉士		2	訪問介護計画に基づき、訪問介護サービスの提供を行う。
訪問介護員	介護職員 初任者研修 修了者等	1	9	

5 提供するサービスの内容

① 身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭（せいしき）、入浴介助、体位変換、服薬介助、通院・外出介助など
② 生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

6 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金【別紙 利用料金一覧表】の1割（一定以上の所得のある方は2割または3割）の額です。ただし、介護保険の給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(2) キャンセル料

- ① 利用者の都合により訪問介護サービスの利用をキャンセルした場合には、サービ

ス利用予定日の前日までに当事業所に申し出てください。

- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	500円

(3) 支払方法

利用料金（利用者負担金の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求をしますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、領収書を発行します。

原則は、自動口座引き落としといたします。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の26日（祝休日の場合は翌営業日の平日）に、あなたが指定する口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の26日（祝休日の場合は翌営業日の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振込みください。 百五銀行 いなべ支店 普通口座 413830
現金払い	サービスを利用した月の翌月の26日（祝休日の場合は翌営業日の平日）に、現金でお支払いください。

7 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 主治医氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名（利用者との続柄） 住所 電話番号	

8 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業所の介護予防サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。（当事業所はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでいます。）

9 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防・日常生活支援総合事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10 衛生管理について

事業所において感染症等が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (4) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 従業者に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

11 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。

- (3) 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- (4) 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (6) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (7) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。
- (8) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者・責任者	管理者 林 淑乃
-----------------	----------

1 2 秘密の保持について

- (1) 当該事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。また、契約終了後及び従業者でなくなった後も、これらの秘密を漏らしません。
- (2) 当事業所では、利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。

1 3 相談・苦情対応方法

- (1) 相談・苦情のお申し出があったときは、お申し出の内容について、真摯に受け止め、懇切丁寧に対応いたします。
- (2) お申し出内容につきましては、正確に把握するために、ご利用者の自宅にお伺いし、関係する方々に直接確認を行う場合がありますのでご了承ください。

1 4 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	訪問介護事業所えんむすび 担当 林 淑乃、落合 夏代
電話 番 号	0 5 9 4 - 3 7 - 7 0 6 2

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	いなべ市役所 福祉部	電話 0 5 9 4 - 8 6 - 7 8 2 0
	三重県国民健康保険団体連合会	電話 0 5 9 - 2 2 2 - 4 1 6 5

1 5 サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってのご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に関する食事の準備 など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物などの提供はお断りいたします。
- (3) 訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。
- (4) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

1 6 その他

「重要事項説明書」の内容に変更がある場合は、随時ご連絡いたします。

令和 年 月 日

利用者へのサービス提供開始にあたり、本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

(事業者)

所在地 三重県いなべ市藤原町本郷836番地
名称 特定非営利活動法人 快生教学会

重要事項

説明者氏名

印

私は、本書面により、事業者から介護予防訪問介護相当サービスについての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

(利用者)

住所 _____

氏名 _____

電話 _____

(代理人)

住所 _____

氏名 _____

(続柄)

電話 _____